

生活困窮者支援の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

●生活保護世帯等に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要

- ・県内の全保護世帯数 8,969世帯（平成30年3月）
- ・長野県は山間地域が多く、公共交通機関は都会と比べ発達しておらず、ほとんどの地域で自動車は生活に不可欠
- ・平成30年の夏の平均気温は、東日本では気象庁の統計開始以降最高気温、西日本では2番目を記録
- ・長野県の冬の寒さは厳しいため、冬季の暖房は必須

〈生活保護制度〉

○自動車の保有は、一定の要件の下での場合のみ認められている。

⇒県内の保護世帯の自動車保有容認台数：142台、
処分保留：39台（H29年度末）

（参考）

項 目	統計数値	全国順位
長野県の1世帯当たり 自家用自動車保有率	1.58台 (全国：1.06台)	第8位
長野県の山地面積	11,543km ² (全面積の約85%)	第2位

○冷房器具購入に係る扶助費の支給は、一定の要件を満たした世帯にのみ認められている。

⇒県内でのエアコン設置は4件（平成30年8月末現在）

〈低所得者支援〉

○市町村が高齢者やひとり親世帯などの低所得世帯に冬季の灯油代の一部を助成。

⇒平成29年度は県内の11町村で実施

灯油価格は、平成28年10月以降上昇が続き、1,762円（18ℓ）

（長野県店頭価格H30.11.5時点）



課 題

- **公共交通機関の利用が著しく困難な地域**では、通勤、通院等に限らず、日常生活用品の購入等、生活する上で**自動車は必要不可欠**。生活保護の相談の際に自動車の**保有要件が画一的**であることから保護決定後の生活を懸念し、申請に至らない場合もある。

通勤、障害者の通院・通所、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通院など

- **熱中症対策を行うには**、エアコン使用の電気料、清涼飲料水などの熱中症対策商品の購入により**支出の増加が伴う**。

【猛暑で増加する需要の例】
電気代、夏物雑貨、清涼飲料水、汗拭きシート、熱中症対策食品 等

- 市町村が行う**福祉灯油の財源**として、平成25・26年度は特別交付税、平成27年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が措置されたが、灯油価格の値下がりを背景に**平成28年度以降財源措置がなくなったため市町村の負担が増大**

提案・要望

1 生活保護制度における地域の実情に応じた自動車保有の要件の緩和

生活保護制度における自動車の保有（使用）の可否は、全国一律でなく、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する世帯の生活用品として自動車の保有（使用）を認めるなど、交通事情及び降雪等の地域における自動車保有（使用）の必要性により、実施機関において判断できるものとすること。

2 夏季の特別の需要増加に対する生活保護制度における夏季加算等の創設

日本の夏の平均気温は上昇傾向が続いていることから、熱中症対策に係る特別な需要増加を踏まえた夏季加算等を創設すること。

3 市町村が行う低所得世帯への灯油購入費助成に係る支援

生活保護世帯を含む低所得者に対し、冬季の灯油購入費助成を行った市町村に対しては、国において必要な財源措置を行うこと。